

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしく願いいたします。

前号の知っとくと得情報～税の豆知識～は、**平成30年度税制改正**において、働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、**特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要であるとの基本的考え方**の下、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられたことを説明いたしました。また、基礎控除の額は10万円引き上げられたことをお伝えいたしましたので、今回の知っとくと得情報は、基礎控除改正の内容と、給与所得控除等改正に伴う所得税法関係について説明いたします。

I 基礎控除の見直し

1 税制改正の趣旨

わが国の基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかと指摘があります。主要国においては、一定の課税所得までは税率をゼロとする「**ゼロ税率方式**」や、課税所得に累進税率を適用した後一定の控除額を差し引く「**税額控除方式**」、所得控除方式を維持しつつ高所得者について控除額を逡減・消失させる「**逡減・消失型の所得控除方式**」が採用されており、いずれもわが国の所得控除方式と比べて所得再配分機能が高い仕組みです。

「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」は、所得再配分機能の強化に寄与するものの、現行の所得控除方から変更した場合、負担の変動が急激なものとなりかねないことから、今回「**逡減・消失型の所得控除方式**」を採用することとされました。

なお、今回の所得税の見直しは、個人の税負担に直結するものであり、十分な周知期間を設ける観点から、平成32年(2020年)分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税について適用されることとなっており、平成31年分以前については従前どおりとされています。

2 基礎控除の改正

次のとおり改正が行われました(所法86①)。

- ① **基礎控除額を一律10万円引き上げる**こととされました(改正前38万円→改正後48万円)。
- ② 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、**合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできない**こととなりました。

*上記の見直しの結果、基礎控除額は次のとおりとなりました。

- イ. 合計所得金額が2,400万円以下である個人 → 48万円
- ロ. 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 → 32万円
- ハ. 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 → 16万円

3 給与所得者の基礎控除申告書(新設)

上記の改正に伴い、国内において給与等の支払いを受ける居住者は、年末調整の際に、基礎控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者(2以上の給与等の支払者から給与等の支払いを受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、**所定の事項を記載した基礎控除申告書(新設)**を、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に**提出しなければならない**こととされました。

給与所得控除等の改正に伴う所得税法関係の改正

1 雑損控除

雑損控除の対象となる資産を有する親族に係

る総所得金額等の要件を48万円以下（改正前：基礎控除の額に相当する金額以下）に引き上げられました。

2 寡婦（寡夫）控除

寡婦（寡夫）に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子に係る総所得金額等の要件を48万円以下（改正前：基礎控除の額に相当する金額以下）に引き上げられました。

3 勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げられました。

4 配偶者控除

同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げられました。

5 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分を、それぞれ10万円引き上げられました。

6 扶養控除

扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げられました。

青色申告特別控除の改正

今回、租税特別措置法等（所得税関係）の改正も行われ、**青色申告特別控除が改正**されました。

- 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る**青色申告特別控除の控除額は55万円（現行：65万円）に引き下げられました。**
- 一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、**次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額は65万円とされました。**
 - その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
 - その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-tax）を使用して行うこと。



「お正月」

正月とは本来、その年の豊穡を司る歳神様をお迎えする行事であり1月の別称です。

昔から、元旦には「歳神様」が、1年の幸福をもたらすために各家庭にやってくるとされており門松やしめ飾り、鏡餅を飾ったりするのは、すべて歳神様を心から歓迎するための準備です。

歳神様は祖霊神であり田の神、山の神でもあります。また、歳神様は子孫繁栄や五穀豊穡に深く関わり、人々に健康や幸福を授けるとされています。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付 1月10日（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月21日）
- ・国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月31日
- ・国税／5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月31日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・地方税／給与支払報告書の提出 1月31日
- ・労務／労働保険料の納付（第3期分） 1月31日（労働保健事務組合委託の場合2月15日まで）

2月の税務と労務

- ・国税／平成30年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
- ・国税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付 2月12日
- ・国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 2月28日
- ・国税／6月決算法人の中間申告 2月28日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 2月28日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日